

第IX編 動産担保

第1章 総則

第1節 適用範囲

IX.-1:101条 一般準則

- (1) この編の規定は、物的担保のための契約に基づいて動産所有権上に設定される権利であって、次に掲げるものについて適用する。
 - (a) 担保権
 - (b) 所有権留保の下で留保された所有権
- (2) 担保権に関するこの編の規定は、次に掲げる権利についても、適切な補正を加えた上で、適用する。
 - (a) 担保目的の信託に基づく権利
 - (b) 単独行為によって設定された動産担保権
 - (c) 財産法によって認められた動産担保権。ただし、この編の規定がその法の目的と一致する場合に限る。

コメント

A. 担保権と所有権留保

1項は、以下のモデル準則が根底に置く基礎的な区別を示す。すなわち、担保は、担保権によるか、又は所有権留保により提供することができる。これらの2つの基本的な法技術は、以下の3つの条文により定義され、その特徴が示される。

B. 約定担保 (1項)

一般的に、このモデル準則が適用される担保（すなわち、担保権と所有権留保）は、普通、担保合意と呼ばれる物的担保設定契約に基づく。実務では、この担保合意は、通常はより広い文書の一部である。とりわけ、担保される債権者と担保提供者としての債務者の間の金銭消費貸借契約の一部である。担保が第三者から提供される場合には、この担保も、通常は、金銭消費貸借契約の条項の中で合意されるが、担保権者と[p.5390]担保を提供する第三者の間の追加的な物的担保設定契約が結ばれることもあり、この契約では、被担保債権に関する条項と関係する担保権に関する条項が共に規律される。

担保合意の当事者は、通常は、被担保債権の債権者とこの債務の債務者である。しかしながら、担保は債務者が提供しなければならないものではなく、第三者が担保提供者となることもできる。このような場合、2つ又は3つの担保合意が行われることもある。1つ目は担保される債権者と債務者の合意、2つ目は担保権者と担保提供者の合意、3つ目は債務者と担保提供者の合意である。

担保合意は契約であり、それ自体には物権的效果はないから、それは当事者自治に委ねられている。両当事者は、設定する担保物権の詳細を自由に定めることができる。例えば、担保が設定されるべき財産、担保財産が担保提供者の占有にとどまるか債権者に引き渡されるべきか、担保財産の保険、等々である。

しかしながら、本編の準則は、合意による担保にのみ適用されるわけではない。種々の契約外の原因に基づく物的担保にも適用される。2項を参照。

C. 契約外の担保権 (2項)

総論 このモデル準則は、まずは契約による担保、すなわち、物的担保設定契約に基づく所有権留保及び担保権に、適用する趣旨である。しかしながら、契約上の担保権に関する準則が適用されないとすると生じる間隙を埋めるため、それらの準則が適用されるべき契約外の原因による動産担保権も若干存在する。

担保目的の信託 (2項 a号) 信託が担保を設定するために用いられることがある。すなわち、債務者その他の担保提供者が、受託者としての担保権者又は第三者に対して、負担を受けるべき財産を担保目的で譲渡する方法である。別の例は、同様の目的を達成することを狙った担保荷物貸渡し trust receipt*の場合が挙げられよう。信託に関する第X編の準則は、担保目的で機能する信託への適用に当たって、物的担保に関する本編の規定に従うことを明示的に定めているから (X.-1:102条 (物的担保法の優先))、矛盾は回避される。

* 訳注 担保荷物保管証を用いる商品担保金融取引。物品の権原は売主から直接金融機関に移り、所有権者である金融機関が業者に物品を引き渡し、融資完済後は権原自体も業者に移る。『英米法律語辞典』(研究社)を参照。

単独行為による設定 (2項 b号) 担保提供者が単独行為によって担保権を設定することも考えられる。実務ではこれはそう生じるわけではないとしても、その場面は規律されるべきである。

[各国の] 財産法によって認められた担保権 (2項 c号) 多くの国では、とりわけ商事取引が関係する場合、詳細は定めないで、制定法が法定担保権を規定する。そのような詳細は、次いで、担保権の一般的制度の関係規定を適用することが関係する法定制度の目的に適う限りで、それによって補充される。2項 c号は、[p.5391]各国の多様な法定制度の適用が引き続き行われることを確認している。IV. C.-5:106条 (報酬の支払) 2項及びIV. E.-2:401条 (留置権) の例も参照。

しかしながらこの準則の適用は他の法と調和しなければならず、適用は、この調和が認

められる限度でのみ許される。

留置権 IX.-2:114 条（留置権）も参照しなければならない。この規定は、履行請求権の担保、とりわけ、役務供給者の営業所で行われた検査、修理その他の役務給付のように、債務者の財産に対して行われた仕事の対価の支払請求権の担保として、契約又は法の定めにより財産を留置できる権利がある場合をすべて包含している。こうした場合のすべてにおいて、本編の関連準則により規律される占有担保権が生じる。